平成２９年（フ）第５５６号
東京都新宿区市谷甲良町１－７　フローレス市谷３Ｆ
破産者　ザスマートシステム有限会社
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
金沢市浅野本町ニ150番地
破産者　株式会社フジカンコウ（旧商号株式会社冨士トラベル）
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０５号
静岡県焼津市石津中町５番地の15
破産者　株式会社スタッフＭ
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４３号
静岡県磐田市中泉1332番地
破産者　株式会社ジャンプ
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６０７号
京都府木津川市梅美台６丁目14番地７
破産者　株式会社片岡興業
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６１７号
京都市山科区大塚中溝45番地
破産者　株式会社旭商事
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８０７号
住居所不明、最後の住所京都市右京区西院安塚町85番地３　マンションカサグランデ309
破産者　藤田　一利
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９５３号
京都市中京区六角通柳馬場東入大黒町66番地
破産者　三好繊維株式会社
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
奈良県吉野郡吉野町大字橋屋205番地
破産者　株式会社福田製材所
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第３号
宮崎県小林市堤2799番地
破産者　株式会社Ｎ・Ｋ工業
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２３９号
鹿児島市中町６番14号
破産者　株式会社さつま屋
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７８号
千葉県君津市中野３丁目４番26号
破産者　清田　　晃
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２７２号
沖縄県南城市知念字具志堅218番地11
破産者　株式会社じんぶん
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１６５７号
北海道旭川市忠和５条３丁目１番11号
破産者　有限会社仙頭建設
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８２号
東京都新宿区高田馬場１丁目33番13号千年ビル602
破産者　株式会社エス・プライド
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５５８号
東京都稲城市百村1630番地
破産者　株式会社下田工務店
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５５９号
東京都江戸川区北小岩７丁目22―23グリーンハイツ203（住民票上の住所東京都稲城市百村1630番地）、更正決定前の住所東京都稲城市百村1630番地
破産者　下田　　登
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８２０号
東京都八王子市館町197番地３ゴールデンハイツ202号
破産者　岡崎　美里（旧姓斉藤）
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８９１号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅15―301
破産者　村上　俊哉
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１４６号
東京都羽村市緑ヶ丘２丁目17番地16コーポ中山101
破産者　梅澤　尊美
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２９号
岐阜県瑞穂市生津天王東町２丁目24番地
破産者　株式会社コウシン電業
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所